

# 岩手県立江刺病院宿直及び警備業務委託仕様書

岩手県立江刺病院における宿直及び警備に係る業務は、この仕様書の定めるところによるものとする。

## 1. 委託施設

岩手県奥州市江刺西大通り5番23号  
岩手県立江刺病院

## 2. 業務委託日

(1) 毎日： 17時00分 ～ 8時40分

(2) 土曜日、日曜日、祝日及び病院長の指定する休日： 8時30分 ～ 17時15分

## 3. 業務内容等

(1) 業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容については別記「岩手県立江刺病院宿直及び警備業務委託明細書」に定めるところによる。

- ① 外来、入院患者受付及びカルテ搬送
- ② 入院患者の案内、施設案内等及び来院者の対応
- ③ 医療費の収納
- ④ 電話の交換、各種呼出及び連絡
- ⑤ 郵便物、新聞及び荷物等の收受
- ⑥ 建物及び院内設備等の保安及び看守
- ⑦ 病院内外の定期又は臨時巡回
- ⑧ 出入口の施錠及び解錠
- ⑨ 事務局日直者の業務の補助
- ⑩ 火災、盗難及び不良行為等の予防及び措置
- ⑪ 時間外出者の監視及び不審者の取締
- ⑫ 非常事態発生時の措置
- ⑬ その他院長が指示する業務

(2) 従事場所は主に事務局受付カウンター内とする。(従事者の仮眠は宿直室及び警備員室で行う。)

(3) 従事体制は次のとおりとする。

毎日： 17時00分 ～ 8時40分 2名以上

土曜日、日曜日、祝日及び病院長の指定する休日： 8時30分～17時15分 1名以上

## 4. 従事者の要件等

- (1) 従事者は、業務について相当の訓練を受けた健康な者であること。
- (2) 従事者は、一定の被服を着用し、上着に会社名及び指名を記載した名札を付けること。
- (3) 従事者は、全ての業務に迅速かつ正確に対処できること。

- (4) 従事者は、常に臨機に対応できるような態勢で業務に従事すること。
- (5) 従事者は、電話の収受を迅速かつ確実に行うこと。
- (6) 従事者は、病院の災害訓練を受けること。なお、非常災害時には「岩手県立江刺病院消防計画」に定める任務に従事すること。
- (7) 岩手県の環境方針及び岩手県立江刺病院環境方針の遵守に努めること。

#### 5. 業務内容の徹底

受託者は、従事者に対し本仕様書の内容を周知すると共に、業務に必要な知識の習得、接遇について訓練及び指導をすること。

#### 6. 従事者名簿の提出

委託業務の着手前に委託業務に従事させる者の名簿を提出すること。提出後、異動があった場合も同様とする。

#### 7. 業務従事者の健康管理

従事者の健康管理について、年2回の健康診断を受託者の負担で実施すること。なお、検査の結果、健康管理上の措置を必要とする者については、病院の衛生管理者の指示に従うこと。

#### 8. その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に記載の無い事項については病院、受託者が協議するものとする。